

2010年10月19日

(財)日本体育協会記者クラブ 御中

JSAA 仲裁判断についての連絡

浦哲雄選手代理人

弁護士 望月浩一郎
同 大橋卓生
同 高松政裕(担当)

【連絡先】

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-3-3
柏原ビル 2F
京橋法律事務所
TEL:03-3548-2072 FAX:03-3548-2071

JSAA-AP-2010-005/浦哲雄選手 vs 日本障害者バドミントン協会/アジアパラリンピック代表選考取消等請求事件について、2010年10月2日言い渡された仲裁判断について、仲裁判断書が本日(2010年10月19日)リリースされましたので、申立人代理人として事案を説明すると同時に、本仲裁判断の意義について以下のとおり発表します。

記

1 事案の概要

- 1 日本障害者バドミントン協会(以下、「協会」といいます。)は、2010年8月15日、浦哲雄選手(以下、「浦選手」といいます。)を、本年12月12日から同月19日まで中華人民共和国・広州市で開催される「Guangzhou 2010 Asian Para Games」(広州アジアパラ競技会。以下、「本件競技会」といいます。)BMSTU4 シングルス男子の日本代表としましたが、BMSTU4/5 ダブルス男子の日本代表としない決定をしました。
- 2 浦選手は、日本スポーツ仲裁機構に対して、2010年9月13日、協会を被申立人として、浦選手を BMSTU4/5 ダブルス男子の日本代表としない決定の取消等を求めて、スポーツ仲裁を申立てました。
浦選手は、障害者バドミントンの選手であり、右前腕部切断の障害を有し、国際障害者バドミントン連盟のクラス分けによる BMSTU4 に属しております。競技歴は15年で、本年6月12日現在、同クラスシングルスにおいて世界ランキング 5 位、同クラスダブルスにおいて世界ランキング 1 位(M 選手と同ポイント)にランクされています。
- 3 本年10月2日、仲裁パネルにより、審問期日が開かれ、仲裁判断が出され、本日(2010年10月19日)、仲裁判断書がリリースされたものです。

2 仲裁申立に至る経緯

- 1 浦選手が仲裁の申立をなすに至った経緯は以下のとおりです。
- 2 本年5月22日・23日、本件競技会の日本代表を決定する選考合宿が協会主催で開催され、浦選手は全選手中シングルスでもダブルスでもトップの成績でした。選考合宿中に開催された

協会幹部及びコーチ陣の選考会議では、浦選手が本件競技会の BMSTU4 シングルス日本代表及び BMSTU4/5 ダブルス日本代表に決定されました。

- 3 本年 8 月 15 日、協会は、メールを通して各選手に各出場種目の発表を行いました。この発表によれば、BMSTU4 シングルス男子の日本代表は浦選手とされていましたが、BMSTU4/5 ダブルス男子の日本代表から外されていました(以下、この決定を「本件決定」といいます。)
- 4 浦選手は協会幹部に対して、浦選手を BMSTU4/5 ダブルス日本代表に選出しなかった理由を尋ねたところ、協会幹部は、浦選手に対して、シングルスだけの出場で納得できないなら、ダブルスの日本代表としないばかりかシングルスの日本代表からも外すと言い、9 月 5 日中にシングルス日本代表で納得するのか否か回答せよと通告されたため、日本スポーツ仲裁機構に対する緊急仲裁の申立ての準備を始めました。
- 5 協会は浦選手に対して、2010 年 9 月 13 日、概ね次のような内容のメールを送付しました。

浦選手を BMSTU4/5 ダブルス男子の日本代表に選出しなかった理由としては、2009 年 9 月の世界選手権大会時に体調が悪い状態で出場したが、病気が完治していないことから無理をさせられないと考えたとのこと、また、本年 9 月 5 日にシングルスも外す旨の発言は、浦選手が不満を抱えたまま本件競技会に参加することで、他の選手に悪影響を与えると考えた上での発言であったとのこと、さらに、今後の対応として、協会としては、本件競技会の BMSTU クラスのシングルス・ダブルスの選出の見直しを検討しており、2010 年 9 月 26 日までに、再選出を行なったうえ、各選手に通知する予定であること、というものでした。
- 6 このように、協会としては、本件競技会の日本代表選手選考の見直しを検討しているとのことでしたが、
 - ① 本件では、大会への出場に支障がないとする浦選手の主治医の診断書が提出されているにもかかわらず、これが無視されており、健康上の理由という協会の説明が合理性に欠けること、
 - ② 実際にダブルスの代表選考が見直されるのか、見直されるとしてどのような選考結果となるのかについて、従前の協会による不明確かつ不透明な代表選考からすれば、極めて不確定な状況であり、
 - ③ 浦選手が是正を求めているダブルスの代表選考のみならず、シングルスの選手選考まで見直すとしており、ダブルスのみならずシングルスからも浦選手を代表から外す意図がうかがわれる、内容でした。
- 7 そこで、本件競技会の日本代表のエントリー期限が近づいていたこともあり、やむを得ず、浦選手は、仲裁の申立を行うことを決意し、本年 9 月 13 日、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し、スポーツ仲裁の申立を行い、緊急仲裁手続での判断を求めました。

3 仲裁申立から仲裁判断まで

- 1 本年 10 月 2 日、3 名の仲裁人から構成される緊急仲裁パネルによる審問が行われ、同日、仲裁判断が口頭で告知され、仲裁判断骨子が交付されました。
- 2 浦選手が求めた仲裁判断(2 度の請求の趣旨変更後)は次のとおりです。
 - (1) 2010 年 8 月頃に被申立人(=協会)が行った 2010 年 12 月 12 日から同月 19 日まで中

華人民共和国・広州市で開催される広州 2010 アジアパラ競技会(以下「本件競技会」という。)におけるバドミントン競技に関し、BMSTU4/5 ダブルス男子日本代表に申立人(=浦選手)を選出しないとの決定(以下「本件決定」という。)が効力を有していないことを確認する。

- (2) 被申立人が申立人を本件競技会におけるバドミントン競技の BMSTU4/5 ダブルス男子日本代表に選出したことを確認する。
- (3) 被申立人は、国際大会における日本代表選手選考のための公正かつ明確な選考基準を定立し、被申立人に登録する各選手に対し、周知せよ。
- (4) 被申立人は、被申立人の規約に従って総会及び理事会を開催するなど国際大会における日本代表選手選考手続きについてガバナンスを確立せよ
- (5) 仲裁費用(申立人代理人らの弁護士費用も含む)は相手方の負担とする。

3 これに対する仲裁判断の内容は以下のとおりです。

- (1) 2010年8月頃に被申立人が行った2010年12月12日から同月19日まで中華人民共和国・広州市で開催される広州 2010 アジアパラ競技会(以下「本件競技会」という。)におけるバドミントン競技に関し、BMSTU4/5 ダブルス男子日本代表に申立人を選出しないとの決定(以下「本件決定」という。)が効力を有していないことを確認する。
- (2) 被申立人が申立人を本件競技会におけるバドミントン競技の BMSTU4/5 ダブルス男子日本代表に選出したことを確認する。
- (3) 申立人の請求(3)及び(4)を却下する。
- (4) 仲裁費用(申立費用及び申立人代理人らの弁護士費用を含む)は各白の負担とする。

4 仲裁判断に対する浦選手の評価

(1) 仲裁判断第1項及び第2項

- 1 仲裁判断の主文第1項及び第2項は、浦選手の申立と同一であり、浦選手の申立てを認めたものであります。
- 2 本件においては、浦選手を代表選手としなかった当初の決定は、どのような基準で、誰が決定したのかさえ不明な手続上の瑕疵があります。

決定の実質的理由が、真実浦選手のC型肝炎であるかについては疑問なしとしますが、仮に、この理由が真の理由であるなら、これはC型肝炎に対する言われなき差別がある違法なものでした。C型肝炎に対する誤解から、C型肝炎患者に対する差別的な扱いは少なくありません。本件もこのような一例です。とりわけ、本件では、大会への出場に支障がないとする浦選手の主治医の診断を無視して、差別的な扱いがなされたものです。今後のC型肝炎に対する正しい理解の普及が重要であることを示しています。
- 3 協会自身が、自らの当初の決定の誤りを認めている本件においては、仲裁判断を受ける利益がないとして仲裁申立を取り下げて終了するのが通常の対応です。

本件においては、当初の決定が、誰が決定したのかが不明であり、手続上瑕疵があります。しかしながら、同時に、当初の瑕疵ある決定を取り消して、新たに浦選手を BMSTU4/5 ダブルス男子日本代表に選出した決定についても、

- ① 決定権者に関する被申立人の回答に変遷があること(当初の決定は、被申立人の三役、強化部長及びヘッドコーチ陣の合議で決定であったところ、今回の代表選考変更決定につい

ては会長一人に決定権がある)、

② 代表決定を会長に一任するという授権手続の有効性に疑義があること(被申立人は、本件書面において、今回の代表選考変更決定について会長に権限があったと述べ、これを裏付けるための資料として被申立人の役員 12 名の名義の同意書を提出しているが、この同意書には、各役員の名義があるだけで、印鑑が押されておらず、また各役員が被申立人に同意書を送った記録も提出されておらず、果たして真の同意があったか疑問)、

③ 選考基準についても明示されていないこと、

④ 被申立人内部において正式な通知がなされていないこと(被申立人は申立人代理人らに対し、9 月 26 日までに再選出を行い、その結果を各選手に通知する旨回答していたが、今回の代表選考変更決定について、一部を除いて各選手に通知をしていない)、

などの有効性に疑義があるため、仲裁申立を取り下げずに、仲裁パネルに浦選手をバドミントン競技の BMSTU4/5 ダブルス男子日本代表に選出した決定が有効であることを求めて、仲裁判断を求めたものです。

4 訴訟においては、確認請求が認容されるためには、「確認の利益」(確認判断をする必要性)が求められ、その判断について厳格に運用されておりますが、本仲裁判断では、現実に存する紛争を解決するための必要性を柔軟に考慮して「確認の利益」を認めていることは、スポーツ仲裁における先例的判断と言えます。

(2) 仲裁判断第 3 項

1 日本スポーツ仲裁機構の規則上、仲裁判断の対象は、あくまでも競技団体が行った決定であることから、浦選手の申立の趣旨第 3 項及び第 4 項については仲裁判断の対象外であり、却下となることは明らかでした。

2 このような結論としては却下となることが自明の請求の趣旨をあえて追加申し立てをしたのは、過去の仲裁事案(障害者水泳や馬術連盟)と同様に、本仲裁判断の中で、今後の協会の運営において必要なガバナンスの確立について言及を促し、協会が将来的に的確な措置を講じられる一助を得る目的でありました。

3 本仲裁判断においては、この点について

「被申立人が、自主的に、公正かつ明確な選考基準を定立し、競技団体として適切な管理・運営を行うようにつとめることは、もとより歓迎すべきことであるが、このような問題は、仲裁に関与した者のみによって決められるべきものではなく、基本的には、競技団体の自治にゆだねられる。スポーツ仲裁パネルは、被申立人が、競技団体の自治の趣旨に沿った適正な手続きによって、これらの改革に取り組むことを期待する。」

と指摘しており、浦選手は、協会がこの仲裁判断の示しているところに基づき、「競技団体の自治の趣旨に沿った適正な手続きによって、これらの改革に取り組むこと」を求めるものです。

(3) 仲裁判断第 4 項

1 訴訟手続における和解の場合には、訴訟費用は各自弁とするというのが裁判実務の通例であります。本件は、仲裁判断前に、協会が自らの決定の誤りを認めて是正措置を講じているケースであり、その意味では仲裁判断前に解決をする和解と類似している事情があります。

- 2 浦選手も、協会が、疑義ない再決定をしているならば、仲裁判断を得ずに、仲裁取り下げで解決をした事案であることを考慮すれば、浦選手としては仲裁判断第4項は理解できるものです。

5 仲裁判断後の協会の対応

- 1 協会は、本件仲裁手続において、協会内部のガバナンスの確立について、規約に基づく運営を行い不明な点を取り除く旨述べていましたが、本件仲裁判断を受けても、なお、協会内部の不透明な運営は改善されていません。
- 2 このような現状ですが、浦選手としては、財団法人日本障害者スポーツ協会及び日本パラリンピック委員会の協力を得て、日本障害者バドミントン協会が国内の統括競技団体としてふさわしいガバナンスを確立するために引き続き努力していく所存です。

6 浦選手の仲裁判断を踏まえたコメント

「公正な選考が行われ、今後、僕のような思いをする選手が出ない事を強く望みます。」

以上